

「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例案」に対する意見募集（パブリックコメント）

障がい者差別解消条例策定調査特別委員会
委員長 杉本 熊野

1. 意見募集の趣旨

三重県議会では、平成 29 年 5 月に障がい者差別解消条例策定調査特別委員会を設置し、障がい者差別解消条例の策定に向けた調査及び検討を行ってきました。

このたび、当委員会では、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例案」を取りまとめましたので、最終案の作成に向けて、広く皆様からのご意見を募集いたします。

2. 意見募集の期間

平成 30 年 4 月 4 日（水）8:30 から平成 30 年 5 月 7 日（月）17:15 まで（※必着）。

3. 参考としていただきたい資料

- ・障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例案の概要
（委員会資料 1 及び資料 2 を添付）
- ・障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例案
（委員会資料 3 を添付）

また、資料は、インターネットの三重県議会ホームページのほか、次の場所においても配布しています。

- （※意見募集期間中の 8:30 から 17:15 まで。土、日、祝日を除く。）
- ・三重県議会議事堂受付（三重県議会議事堂 1 階）
 - ・三重県議会事務局（三重県議会議事堂 2 階）
 - ・各三重県庁舎

4. 意見の提出方法

- （1）意見記入用紙に名前、住所、連絡先（電話番号等）及びご意見を記入のうえ、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法により、「7. 意見の提出及び問合せ先」まで、送付ください。
- （2）電話及び口頭によるご意見はお受けいたしませんので、ご了承ください。

5. 提出いただいたご意見の取扱い

提出いただいたご意見は、最終案を作成する際の参考とさせていただくとともに、ご意見の概要等を後日、三重県議会のホームページにおいて公表いたします。

なお、ご意見を提出いただいたご本人への個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。

6. 個人情報等の取扱い

ご記入いただきました内容は、このパブリックコメントに関する業務のみで使用することとし、名前、住所、連絡先等の個人情報については、三重県個人情報保護条例に従って適正に管理し、公表はいたしません。また、提出されたご意見で、公表することにより、個人又は法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものについては、その全部又は一部を公表いたしません。

7. 意見の提出及び問合せ先

三重県議会事務局企画法務課法務班

住所：〒514-8570 津市広明町13番地

電話：059-224-2828

Fax：059-229-1931

メールアドレス：gikaik@pref.mie.jp

「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例案」に対するご意見

【提出先】（郵 送） 〒514-8570 津市広明町13番地
三重県議会事務局企画法務課法務班
（ファクシミリ） 059-229-1931
（電子メール） gikaik@pref.mie.jp

【意見募集期間】

平成 30 年4月4日(水)8:30 から平成 30 年5月7日(月)17:15 まで(※必着)

名 前	
住 所	
連絡先（電話番号等）	

該当箇所	ご 意 見
※どの条文に対する意見かが分かるように記入してください。 全般にかかる意見の場合は、「全般」と記入してください。	
(例) 「第 10 条(行政機関等における障がい者を理由とする差別の禁止)」関係	△△については、□□のほうがよい。

※用紙が不足する場合は適宜追加してください。